



笠松町公告第14号

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、その関係書類は、笠松町役場環境経済課に備え置いて縦覧に供する。

令和3年4月27日

笠松町長 古田 聖

